

認可保育所

認定こども園

地域型保育事業



申込みに関する

Q&A

中央区保育課保育入園係

【R2.11】

問合せ先

03-3546-5227・5387・9587

1 施設選びについて

Q1-1 認可保育所は、区立と私立で何か違いはありますか。

A どちらも国の基準を満たし、都に認可された施設ですが、区立認可保育所は、区が設置・運営（一部は公設民営の指定管理制度を導入）し、私立認可保育所は社会福祉法人や民間事業者が設置・運営しています。そのため、私立認可保育所では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれ特色があります。また、認可保育所であれば、区立と私立で保育料の算定方法に違いはありません。

Q1-2 それぞれの保育園について、より詳しく知りたいです。

A 中央区ホームページ（中央区役所トップページ→子育て・教育→保育園→認可保育所→認可保育所 施設案内）に、保育園ごとの簡単な案内を掲載しています。
より詳しく知りたい場合は、園の見学をお勧めします。

Q1-3 保育園で保育できる日と時間を知りたいです。

A 保育園で保育できる日は月曜日～土曜日です。時間は保育園ごとに異なります。詳しくは「令和3年度保育園のごあんない」の21ページをご確認ください。

Q1-4 土曜日の保育を希望する場合は、どのような書類を提出すればよいですか。

A 就労証明書に土曜日勤務の記載があることが前提となります。その他、保育園ごとに必要となる書類が異なりますので、詳しくは入園された後に直接保育園にお問い合わせください。

Q1-5 保育園を見学するにはどうすればよいですか。

A 見学を希望する保育園に直接連絡をして、見学日・時間を決めてください。お問い合わせは午前10時から午後4時までの間をお願いします。なお、見学希望者が多くすぐにご案内できない場合があります。

Q1-6 新規開設予定の保育園の見学はできますか。

A 「令和3年度保育園のごあんない」に記載されている開設準備室にお問い合わせください。新規開設予定の園については、開設までの日程の都合上、見学の受入れが難しいケースがあります。そのような場合は、同じ運営事業者の系列園を、参考に見学していただく場合があります。

Q1-7 保育園を選ぶポイントはありますか。

A 参考として、よい保育施設の選び方十か条（厚生省児童家庭局保育課 平成12年

12月) があります。

- ① まずは情報収集をしましょう。
- ② 事前に見学をしましょう。
- ③ 見た目だけで決めるのはやめましょう。
- ④ 保育室の中も見せてもらいましょう。
- ⑤ 子どもたちの様子を見ましょう。
- ⑥ 保育する人の様子を見ましょう。
- ⑦ 施設の様子を見ましょう。
- ⑧ 保育の方針を聞きましょう。
- ⑨ 預けはじめてからも折にふれて保育の仕方や子どもの様子を見ましょう。
- ⑩ 不満や疑問は率直に相談しましょう。

Q1-8 保育園での1日の生活と保育士の勤務体制を教えてください。

A お子さんの年齢や生活リズムに合わせて過ごしていただきますが、一般的には以下の表が目安です。保育士の体制は以下の勤務体制を参考にしてください。

勤務体制(例) 職員18人の場合		時刻	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
早番 2人		7:30	順次登園 (健康観察)	順次登園 (健康観察)	順次登園 (健康観察)
早番 保育			(時間によって合同保育)		
クラス 保育	日勤 10人	8:30	ひとり ひとりの 生活 リズム に 合 わ せ	あそび 室内・ホール 園庭 散歩	あそび(教育を含む) 絵画・造形 表現 運動 音楽・リズム 集団遊び、散歩など 様々な活動をする
	遅番 4人	10:00	生活 リズム に 合 わ せ	食事	食事 ひるね
	クラス 保育	10:30			
	延長 2人	11:00	心 地 よ く 過 ご す	順次ひるね	めざめ
	クラス 保育	11:30			
	クラス 保育	12:00			
	クラス 保育	13:00		めざめた子から あそぶ	めざめ
	クラス 保育	14:30		おやつ あそび	おやつ あそび
	担任から 引継ぎ	15:00			
	引継ぎ 保育準備・ 記録記入	17:00	順次降園	順次降園	順次降園
	担任から 引継ぎ		(時間によって合同保育)		
	遅番 保育	18:30	———	延長保育 (補食・あそび)	延長保育 (補食・あそび)
	延長 保育	19:30			

※各々の子どもの月齢や生活リズムに合わせて過ごします。

※登園時の健康観察では保育士が子どもの健康状態を保護者からもお伺いして確認します。

※水分補給は随時行っています。

2 申込みについて

Q2-1 申込みは先着順ですか。

A 先着順ではありません。ただし、申込締切日の直前は窓口が大変混み合いますので、早めのお手続きをおすすめします。

Q2-2 定員に空きのない保育園等も希望することはできますか。

A 可能です。申込み時点で定員を満たしていても、利用調整までに退園等により欠員が生じ、利用調整対象になる場合があります。申込み時点の空き状況にかかわらず、通いたい順番で希望保育園等をご記入ください。

Q2-3 希望できる保育園の地域や、希望できる保育園の数に制限はありますか。

A 中央区内であれば、地域に制限はありません。また、希望できる保育園の数にも制限はありません。ただし、保育園ごとに受け入れできる月齢および年齢は異なりますので、事前にご確認のうえお申込みください。(利用開始日時点の年齢・月齢が保育実施年齢に満たない場合は該当園については自動的に取下げとなります)。

なお、内定が決まったあとで、辞退した場合は、申込みは無効となり待機期間がなくなります。入園を再度希望する場合は、新たに申込みが必要となるほか、辞退から1年間は調整指数の加算および優先順位の適用がなくなりますのでご注意ください。また、転園を辞退した場合も同様の扱いとなりますが、元の園には戻れませんので、退園となります。

Q2-4 人気のある保育園はどこですか。

A 中央区では保育園の利用申込にあたり、希望園の数に上限を設けていないため、人気のある園や倍率などの統計はとっていません。

Q2-5 希望園の希望順位を上げると、入園しやすくなりますか。

A 中央区の利用調整の方法(Q4-2 参照)では、希望する保育園の順位は、入園しやすさには影響しません。

詳しくは、「令和3年度保育園のごあんない」30、31ページをご覧ください。

Q2-6 希望園は複数書いた方がいいですか。

A 中央区の利用調整の方法(Q4-2 参照)では、複数の希望園を検討していただく方が、いずれかの園に入園できる可能性が上がります。

詳しくは、「令和3年度保育園のごあんない」30、31ページをご覧ください。

Q2-7 希望園の数は何園ぐらい書く方が多いですか。

A それぞれの方で通うことができる範囲が異なるため、一概にお答えはできません。

Q2-8 申込みをした後、希望園を変更することはできますか。

A 希望園を反映させたい月の申込締切日までに、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届」に変更内容をご記入いただき、ご提出いただければ変更可能です。

Q2-9 上の子が区内認可保育所に在園中です。下の子を出産し、現在育児休業を取得しています。下の子は今年度1歳を迎えますが、1歳児クラス該当となる来年4月以降も育児休業を延長したいので、申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」欄にチェックしても上の子は継続して在園することができますか。

A 上のお子さんは「令和3年度保育園のごあんない」P69③に記載の要件で在園しています。

この要件とは、「出生児が1歳に達する年度の末日までの在園を認めており、さらに、出生児の入園申込み（1歳児クラス）をして入園できなかったため、やむを得ず育児休業を延長した場合、保護者が復職できるまで、すでに保育園に通っているお子さんは在園することができる」としています。

申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」欄については、保護者の意思で育児休業の延長を希望するといった趣旨であり、上記のやむを得ず育児休業を延長した場合の趣旨とは異なることから、申込書の当該箇所をチェックして上のお子さんの在園を保持することはできません。

3 転入・転出等に伴う申込みについて

Q3-1 中央区に引越しする予定です。保育園は申込みできますか。

A できます。転入届出日が申込締切日より前の場合、転入後、中央区に申込みしてください。転入届出日が申込締切日より後の場合、現在住んでいる自治体を通じて申込みしてください。

Q3-2 中央区に転入予定です。現在住んでいる自治体を通じて申込みますが、申込みに必要な書類を教えてください。

- A ① 子どものための教育・保育給付 認定申請書兼保育所入所申込書
② 保育の必要性を証明する書類
③ 保育料を算定するための書類（住民税課税証明書・年間収入申告書等）
④ 転入予定が確認できる書類（不動産売買契約書・転入誓約書等）

Q3-3 中央区に転入予定で申込みする場合、現在住んでいる自治体の書類で申込みすればよいですか。

A 原則として中央区の書式でお申込みください（中央区ホームページからダウンロードできます。）。現在住んでいる自治体の書式で申込みされた場合、中央区において必要な事項があるときは、追加で書類を依頼することがあります。

Q3-4 転入予定が確認できる書類とは何ですか。

A 不動産売買（賃貸借）契約書または不動産申込書と領収書の組み合わせなどで、いずれも入園希望月の前月までに中央区に転入することが確認できること（契約開始日の記載等）が必要です。中央区に住んでいる方の家に同居する場合は、「中央区への転入誓約書」に同居人の方から一筆をもらってください。

Q3-5 中央区に転入予定で申込みしました。入園できたかどうかの連絡はいつ頃どのように来るのでしょうか。

A 中央区での利用調整後、お住まいの自治体に結果を送付します。その後、お住まいの自治体から保護者の方に電話または郵送で連絡がいきます。なお、結果送付前に中央区に転入届出および中央区民としての申請（以下「転入再申請」という。）を終わらせている場合には、中央区から直接電話または郵送で連絡します。

Q3-6 中央区に転入予定で申込みをして内定しました。転入後に何か手続きが必要ですか。

A 利用開始月の前月の最終開庁日の午後5時までには転入したうえで、中央区役所6階

保育課保育入園係の窓口にお越しいただき、「転入再申請」をしてください。申請の際は、来庁される保護者の方のマイナンバーの確認を行います。（マイナンバーの確認の際に必要な書類の詳細は、「令和3年度保育園のごあんない」29ページをご覧ください。）。なお、転入の届出が終わっていても、転入再申請を行わなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは中央区民と同様です。

Q3-7 中央区に転入予定で申込みましたが、入園できませんでした。この場合、翌月以降も利用調整の対象になりますか。

A 転入後に上記 Q3-6 の手続きをすれば、引き続き利用調整の対象となります。（申込書の有効期間内に限ります。）

なお、手続きがない場合、翌月以降の利用調整は申込みが続く限り継続して中央区民の利用調整後に行われます。

Q3-8 支給認定証、承諾書（保留通知書）は中央区から届くのですか。

A 転入前であれば、お住まいの自治体にお問い合わせください。転入後に上記 Q3-6 と同様の手続きをすれば、中央区から保護者宛に交付されます。

Q3-9 中央区から転出予定です。転出先の保育園の申込みはどのようにすればよいですか。

A 申込期限、必要書類などは転出先の自治体に確認してください。転出先自治体への転入届出日が申込期限より後の場合は、提出先は中央区役所6階保育課保育入園係です。転出先自治体の申込期限までに、中央区から書類が届く必要があるため、申込み期限5開庁日を目途に必要な書類を提出してください。

なお、転入後は新住所地の自治体に改めて申込み手続きが必要になります。詳しくは転出先自治体の保育所入所担当部署にお問い合わせください。

Q3-10 中央区外に住んでおり、中央区に勤務先があります。保育園の申込みはできますか。

A 3歳児～5歳児クラスでかつ私立保育施設であれば申し込むことができます。また、在勤の方については、利用調整を区民の後に行います。

なお、4月第1回は申し込むことができません。詳しくは「令和3年度保育園のごあんない」43ページをご確認ください。

Q3-11 転出先の保育園に入園できました。保育料の額はどのようになりますか。

A 保育料の額は転出先の自治体で決定されます。

4 利用調整について

Q4-1 利用調整とは何ですか？

A 保育園の入園（転園）希望者が、保育園の定員を超えた場合には、児童福祉法に基づき入園選考を行います。この選考を利用調整といいます。

Q4-2 入園者の決め方（利用調整の方法）を教えてください。

A 利用調整は、「令和3年度保育園のごあんない」32、33ページの利用調整基準表に基づき、①基本指数、②調整指数（加点・減点）、③優先順位（同点の場合の順位付け）により、歳児別で全申込者の順位を付け、1位の方から希望園に空きがあるかを見ていきます。

Q4-3 利用調整はエリア（京橋地域、日本橋地域、月島地域）ごと、または保育園ごとに行うのですか。

A エリアごと、保育園ごとでは行いません。利用調整は中央区全体で行います。

Q4-4 令和2年4月の利用調整の状況を教えてください。

A 令和2年4月の利用調整の結果については、中央区ホームページに掲載していますのでご確認ください。

（ホームページの場所：中央区役所トップページ→子育て・教育→保育園

→認可保育所→令和3年度保育園入園を希望する方へ

→令和2年4月利用調整結果最終順位表 ※ページ名は変更になる場合があります。

Q4-5 利用調整指数が何点あれば保育園に入園できますか。

A 利用調整の順位が上位でも希望園に空きがなく入園できない場合や、その逆のケースもあり、何点あれば入園できるかは一概には言えない状況です。

Q4-6 保育園の見学をすると利用調整で有利になりますか。

A 利用調整で有利になることはありませんが、希望園を決める際には事前に見学されることをお勧めします。

Q4-7 利用調整基準表の◎優先順位の番号 10「区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している児童」について、より長い期間待機している方が順位は高くなるのでしょうか。

A 他の条件がすべて同一ならば、より長い期間待機しているお子さんの方が順位は高くなります。

Q4-8 利用調整基準表の◎調整指数の番号 13「就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合」とあります。現在育児休業中ですが、令和3年7月からの入園を申込みしたいと考えています。この場合、復職日と無認可保育施設等の通所開始日をいつまでにすれば、加点の対象になりますか。

A 加点対象となる条件として、①就労等（育児休業中は除く）の理由で、②（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）無認可保育施設等に、③2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上）預けている必要があります。例えば、令和3年7月入園の申込締切日は令和3年6月1日となりますので、令和3年4月初日（土・日・祝日を除く）から復職し無認可保育施設等へ通い始める必要があります。申込締切日までに復職した旨の記載がある就労証明書と2か月以上預けていることが確認できる施設発行の受託証明書を提出してください。提出がない場合、復職しているかどうか、無認可保育施設等に預けているかどうかの確認ができないため、加点対象となりません。（入所申込書等に預けている旨の記載があったとしても、受託証明書の提出がない場合は同様の扱いとなります。）

また、無認可保育施設等の利用による加点は、申込時の状況が入園月前月末まで継続されているものとして適用します。利用の継続を確認するため、保育園の入園後に、無認可保育施設等の受託証明書を再度提出していただきます。申込時から入園月前月末までの間に無認可保育施設等を退所していたことが判明した場合は、申込時と入園内定時の状況に差異があるため、入園内定を取り消すことがあります。

Q4-9 利用調整基準表の◎調整指数の番号 13「就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合」とあります。無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）には、一時預かりやベビーシッターは含まれますか。

A 現時点では対象となります。受託証明書とは別に、預けている実績がわかる書類を添付していただきます。なお、ベビーシッターは全国保育サービス協会に登録があるなど、事業として行っている方に限ります。知人や親族によるものは対象になりません。なお、今後ベビーシッター事業の助成制度や無認可保育施設の補助等が具体的に始まった場合は取扱いが変更となる可能性があります。取扱いが変更となった場合は改めてご案内します。

5 内定・決定の取消などの注意点

Q5-1 家庭や仕事の状況について、入園（転園）の申込み時と内定または決定時点で差異があった場合はどうなりますか。

A 変更後の状況で入園（転園）が可能かどうか改めて利用調整を行います。利用調整の結果、入園（転園）ができないことが判明した場合は、入園前であれば内定取消、入園後であれば判明した月の月末をもって退園になります。なお、転園の場合は、元の園には戻れないため退園となります。

Q5-2 産後休暇・育児休業明けからの復職予定で利用申込みをしています。入園後、育児に伴う時間短縮制度を取得する場合、Q5-1の差異に該当し、入園（転園）の内定取消または退園になりますか。

A 復職予定で申込みをしている方については、復職後に時間短縮制度を利用する場合または利用しない場合や未定の場合、いずれの場合においても原則として就労証明書に記載された「雇用契約上の通常就労日数・時間」を基に利用調整指数を決定します。入園後に「雇用契約上の通常就労日数・時間」の変更がなければ、時間短縮制度を利用しても内定取消または退園にはなりません。ただし時間短縮制度を利用する場合でも、Q5-3にあるとおり、週3日以上かつ1日実働4時間以上の就労が必要です。

Q5-3 入園後に保護者の就労時間が短くなったことなどにより、保育園を退園になることがありますか。

A 就労のため保育園に通う場合、最低週3日以上かつ1日実働4時間以上の就労が必要です。この時間より就労時間が短くなった場合、3か月以内に最低時間を上回る就労が確認できないと退園になります。

6 保育料について

Q6-1 区立と私立の認可保育園・認定こども園（保育園部分）で保育料の金額は違いますか。

A 区立認可保育園、私立認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育所の保育料に違いはありません。
家庭的保育事業は、短時間の保育料が適用されます。

Q6-2 保育料はいくらですか。

A 月額0円から64,000円で、お子さんの年齢や区民税所得割額によって決まります。

Q6-3 保育料はどのように決まるのですか。

A 区民税所得割額（世帯で合算したもの）を基に決定します。4月から8月までの保育料は前年度の、9月から翌3月までの保育料は当該年度の区民税所得割額を基にします。そのため保育料は、4月と9月で切り替わります。

Q6-4 祖父母と同居していますが、保育料に関係ありますか。

A 祖父母が、「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の区民税所得割額も合算して保育料を決定します。

Q6-5 「家計の主宰者」と判断されるのは、どのような場合ですか？

A 例えば、両親世帯（父母ともいる世帯）は父母双方ともに住民税が課税されていない場合、ひとり親世帯（父子、母子世帯）は父または母の住民税が課税されていない場合において、同住所に最多収入者（最多納税者）がいる場合、その方が「家計の主宰者」として判断される可能性があります。詳しくは、区へお問い合わせください。

Q6-6 自分の保育料がいくらになるのか教えてください。

A 住民税課税(非課税)証明書または特別区民税額決定通知書に記載されている区民税所得割額と保育料基準額表を参照してください。詳しくは、「令和3年度保育園のご案内」64ページで保育料の算定方法について掲載しています。

なお、保育所に入所が決定された方へは、書面で通知します。3歳児クラスからは保育料は無償化されていますが、給食費（副食費）については徴収します。

Q6-7 海外にいるので区民税が決まっています。保育料はどうなりますか。

A 年間収入申告書および会社発行の給与証明書をもとに、区民税相当額を区で推計したうえで決定します。

Q6-8 8月に3歳になります。保育料の表では「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」と区分されていますが、この場合、3歳児の区分に掲載されている金額に保育料が変わりますか。

A 保育料の表にある年齢区分は、4月1日現在の満年齢となります。そのため、年度の途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。

Q6-9 保育料はどうやって支払えばいいのですか。

A 原則として、口座振替の登録をお願いしております。この場合には、指定の口座から毎月月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）に引き落とされます。口座振替依頼書が必要な方は、保育課保育入園係までご連絡ください。口座振替のご申請後、口座振替が可能となるまでお時間がかかる場合があります。登録が完了するまでは、納付書にて金融機関やコンビニ等でお支払いいただけます。

なお、勝どきこども園、阪本こども園、地域型保育事業所の保育料の支払い方法は園の指定した方法でお支払いください。

Q6-10 年度の途中で修正申告をしたので区民税が変わりました。保育料も変わりますか。

A 年度内であれば、変更後の区民税所得割額を基に再計算しますので、お申し出ください。再計算の結果保育料が変わらない場合もあります。

Q6-11 住宅ローンを組んだので、住宅借入金等特別税額控除により区民税が変更になりました。保育料も変わりますか。

A 保育料算定の際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除の適用はありません（調整控除のみ適用されます。）

Q6-12 保育所を長期欠席した場合、保育料は安くなりますか。

A 月に登園が1日もない場合でも1か月分の保育料がかかります。月途中の退所や1日だけの在籍でも同様です。ただし、入所児童がケガや病気のため月の初日から末日まで通園できない場合は、保育料がかからない場合がありますので、お申し出ください。

Q6-13 子どもを2人以上持つ世帯が保育所等を利用する場合の保育料はどうなりますか。

A 子どもを2人以上持つ世帯で、0～2歳児クラスに在籍している子どもが第二子の場合には半額、第三子以降の場合には無料になります。第一子が保育所等から卒園しても同様です。

保育料階層がD4階層以下のひとり親等世帯のお子さんについては、第一子が半額、第二子以降の保育料は無料となります。これは第一子が卒園しても同様です。

Q6-14 離婚や結婚をした場合、保育料に変更はありますか。

A 保育料を再計算し、額が変更になる可能性があります。詳しくは区へお問い合わせください。

Q6-15 保育料の決定通知はいつ送られてくるのですか。

A 保育園に入園されている方に対して、毎年4月中旬と8月中旬～9月中旬に一斉発送を行います。年度の途中に入園したお子さんに対しては、入園月の前月末日頃にお送りします。

Q6-16 口座振替で保育料を支払った場合、領収書はもらえないのですか。

A 保育所保育料徴収証明書を発行します。「保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」を提出してください。口座振替のデータが区に到着するまで時間がかかるため、発行するのは引落日から2～3週間後となります。

Q6-17 口座振替用の口座を変更したい場合はどうすればいいですか。

A 口座振替依頼書に記入し、金融機関の確認を受けた上で、2枚目の区役所提出分のみ出してください。

※楽天銀行を希望の方は、3枚とも区に提出してください。金融機関への提出は不要です。

Q6-18 納付書をなくしてしまいました。どうすればいいですか。

A 再発行いたしますので、区へお問合せください。

Q6-19 保育料をどうしても払えない月があります。退園になりますか。

A 即退園とはなりません。保育料は保育運営に必要な不可欠な経費として、ご負担いただいております。保育料を納付しているご家庭との公平性の観点からも、必ずお支払いください。分割納付も受け付けておりますので、ご相談ください。

Q6-20 保育料を滞納した場合、どのようなことになりますか。

A 納期限までに納付が確認できない場合は、自宅宛に督促状・催告書を送付するとともに、必要に応じて自宅や就労先に電話催告を行います。また、それでも納付が確認できない場合は、児童手当から徴収を行ったり、財産を差し押さえたりします。

なお、滞納がある状態で、転園を申込みしたり、下の子の入園を申込みした時には、調整指数・優先順位の適用を行わない等のペナルティが適用されます。

Q6-21 保育料を口座振替で納めています。残高不足だったときは翌月にまとめて引き落とされますか。

A 引き落としは当月分のみとなり、納付書で納めていただきます。納付書をお送りしますので、区へご連絡ください。

Q6-22 急に収入がなくなりました。保育料の分割納付はできますか。

A 可能です。保育料の金額を分割した納付書をお送りしますので、区へお問合せください。

Q6-23 収入が減った場合、保育料を減額する制度はありますか。

A 減額の制度がありますので、区へお問合せください。なお、事由の程度により減額できない場合もあります。

Q6-24 保育料の支払いを忘れて納期限が過ぎてしまいました。どうすればいいですか。

A 納期限を過ぎた納付書もそのままご使用になれます。お近くの金融機関またはコンビニエンスストアにて早急にお支払いください。なお、支払いが遅れた場合、督促状が届くことがありますが、支払い済であれば行き違いですのでご容赦ください。

Q6-25 保育料の決定に必要な書類の提出が遅れ、保育料が最高額で決定されました。書類を提出した後に再計算はしてもらえますか。

A 年度内に限り、再計算をします。

Q6-26 3月末に中央区に転入し、4月から入園しました。保育料通知が届きましたが、最高額で決定されています。なぜですか。

A 主な理由として、両親双方または一方が区外に在住している（過去に区外に在住していた場合を含む。）本区で住民税が課税されていない、確定申告や住民税申告がされていない、育児休業を取得していたため勤務先にて該当期間の給与報告がされていない場合などが考えられます。それぞれに必要な手続きについては、お問い合わせください。

7 延長保育について

Q7-1 延長保育や時間外保育には、どのような種類のものがありますか。

A 以下のものがあります。

- ① 月極延長保育（保育標準時間）
※月極延長保育（保育短時間）はありません。
- ② スポット延長保育（保育標準時間）
- ③ スポット延長保育（保育短時間）
- ④ 時間外保育（認定こども園短時間・幼稚園部分）
- ⑤ 時間外保育（保育ママ）

Q7-2 延長保育は土曜日も利用できますか。

- A ① 月極延長保育は土曜日も利用できます。利用の際には別途、園から書類の提出を依頼することがあります。
- ② スポット延長保育については、土曜日は利用できません。

Q7-3 延長保育の実施時間はどの園も同じですか。

- A 18時30分から19時30分（月島聖ルカ保育園は19時15分）までですが、園によりその時間以降も実施しているところがあります。詳しくは「令和3年度保育園のごあんない」21ページをご覧ください。

Q7-4 延長保育は希望者全員が利用できますか。

- A 月極延長保育、スポット延長保育とも園ごとに定員が設定されています。利用要件に該当しない場合や定員を上回る希望があった場合は、利用ができないことがあります。時間外保育（認定こども園（短時間・幼稚園部分）も同様です。

Q7-5 月極延長保育は、残業で保育園のお迎えに間に合わない理由以外でも申込みができますか。

- A 定時に退社しても、通勤時間がかかるためお迎えに間に合わない場合は申込みが可能です。なお、サークル活動等入所要件以外の理由による延長保育の利用はできません。

Q7-6 月極延長保育を月の途中で辞めた場合、月極延長保育料の還付はありますか。

- A 月極延長保育は月単位の利用となっているため、日割計算による還付は行っていません。

Q7-7 月極延長保育料は区内の認可保育園であれば、私立も公立も同額ですか。

A 19時30分まで（月島聖ルカ保育園は19時15分まで）の延長保育料は同額です。

19時30分以降に月極延長保育を行っている施設では、それに係る料金を各施設で定めています。なお、地域型保育事業の延長保育料については各施設で設定しています。

Q7-8 転職により就労先が変更になった場合、月極延長保育は継続して利用できますか。

A 原則として、就労先が変更になった場合、月極延長保育はいったん解除となります。新しい就労先においても延長保育が必要な場合は改めてお申込みが必要となります。

Q7-9 月極延長保育料に補食代も含まれていますか。

A 含まれています。なお、スポット延長保育（午後6時30分から7時30分）の場合も同様です。

Q7-10 区立保育園（八丁堀、十思、堀留町、京橋こども園、晴海こども園を除く）のスポット延長保育料は、利用券（2,000円）を購入する方式となっています。退園する時に利用していない分がある場合は還付されますか。

A 購入後5年以内ならば還付請求することができます。請求書（指定様式）、スポット延長保育利用券（原本）、領収書（写し可、紛失の場合は不要）、支払金口座振替登録依頼書を提出することでご指定の口座に還付します。なお、請求者は父母どちらでも可能ですが、請求者・口座名義人は同一人であることが必要です。氏名が異なる場合は請求者の委任状が必要となります。

Q7-11 区立保育園のスポット延長保育利用券を紛失した場合、再発行はできますか。

A 「スポット延長保育利用券再発行願」を提出することで、別番号の利用券を発行します。後日、紛失した券が出てきた場合は、保育園に提出してください。紛失した券が出てきても、その券でスポット延長保育を利用することはできません。

Q7-12 スポット延長保育料は園により異なりますか。

A 19時30分（月島聖ルカ保育園は19時15分）までのスポット延長保育料は同額です。19時30分以降にスポット延長保育を行っている施設では、施設により料金は異なります。

Q7-13 認定こども園（短時間・幼稚園部分）の時間外保育はどのようなものですか。

A 認定こども園（短時間・幼稚園部分）に通っているお子さんで、保育・教育時間である午前9時～午後2時以外に預かりが必要な場合に実施する制度です。

施設	定員	実施内容
京橋こども園	朝夕各5人	月曜日～金曜日 (朝) 午前7時30分から9時 (夕) 午後2時から5時
晴海こども園	朝夕各20人	

Q7-14 区外に転出予定です。転出後も引き続き区内の保育園に通う予定ですが、延長保育も継続して利用できますか。

A 月極延長保育およびスポット延長保育は、区外へ転出すると利用できません。いずれの延長保育も区内在住者に限られています。

Q7-15 兄姉が延長保育を利用している園の0歳児クラスに弟妹の入園が決まりました。兄姉は延長保育を継続して利用できますか。

A 兄姉の延長保育は継続利用できません。0歳児クラスでは月極延長保育を使用できず、下の子のお迎えを保育標準時間内に行うこととなるため、兄姉の延長保育利用は解除となります。下の子が入園する前月末日までに「Q6-16」に記載の手続きを行ってください。

Q7-16 月極延長保育が必要なくなった場合は、どのような手続きをすればいいですか。

A 「子どものための教育・給付認定 変更認定申請書兼申請内容変更届」に月極延長保育を解除する旨と解除希望月を記載し、利用解除を希望する前月末日までに保育園に提出してください。なお、転職による就労先、就労時間の変更等内容によっては就労証明書等の添付が必要な場合もあります。

Q7-17 月極延長保育、スポット延長保育利用の際は、午後7時30分より前にお迎えに行かないほうがいいですか。

A 予定より早めにお迎えできる場合は、早めにお迎えをしてください。延長保育時間が終了するまでお迎えを控える必要はありません。

Q7-18 産前産後休暇・育児休業届は、妊娠がわかった時点で提出しました。月極延長保育を産休に入る直前まで利用したいのですが可能ですか。

A 産前産後休暇・育児休業を取得する日の前日まで利用可能です。産前産後休暇・育

児休業を取得した月内に月極延長保育の解除手続きを行ってください。なお、延長保育料は、月の途中までの利用の場合でも1か月分がかかります。

8 家庭的保育事業（保育ママ）について

Q8-1 保育ママの利用申込みはどうするのですか。

A 入園申込書に保育ママの利用について記載する欄があります。「希望する」に○をつけて、必要書類を添付したうえでお申込みください。

Q8-2 保育ママに子どもを預けています。保育ママが保育をお休みする日に、代わりに子どもを預けるところはありますか。

A 保育ママが保育をお休みする日は、連携している区立保育園でお子さんを保育します。

Q8-3 保育ママを利用すると保育園の入園申込みはどうなりますか。

A 保育園入園申込みの有効期限は、支給認定証の有効期間または入園希望月の属する年度の末日のうちいずれか早い時期までとなり、待機月数についても加算されます。また、預け始めた翌月から利用調整における調整指数として加点がつきます（0、1歳児クラスは+1点、2歳児クラスになると+3点の加点がつきます。）。

Q8-4 保育ママは何か資格をもっていますか。

A 保育ママの要件として、東京都で定められた研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識および育児経験がある者としています。

Q8-5 保育ママの利用調整はどのように行うのですか。

A 保育園の利用調整後、入園のご案内ができなかった方で保育ママを希望している方について、利用調整基準表に基づいて付けた指数の順番によりご紹介していきます。

Q8-6 保育ママを見学することはできますか。

A 保育ママは一人で保育しており、見学の対応ができないため、お受けしていません。利用調整により保育ママをご紹介した後、保護者の方との面接を保育ママ宅で行っています。

Q8-7 区から保育ママを利用できるとの連絡がありました。この後どういう手続きが必要ですか。

A 区から保育ママを利用できるとの連絡を受けましたら、保護者の方は保育ママと電話で連絡をとって面接の日程を決めます。面接後、条件が折り合ったら保育ママと契約を交わし翌月からお子さんの保育を開始します。

9 居宅訪問型保育事業（待機児童向け）について

Q9-1 居宅訪問型保育事業の利用申込みはどうするのですか。

A 認可保育園に申し込み、待機（見込み含む。）となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスの児童が対象となります。受付期間や必要書類等の詳細は、区ホームページに掲載しています。

（ホームページの場所：中央区役所トップページ→子育て・教育→保育園
→地域型保育事業→居宅訪問型保育事業（待機児童向け）

Q9-2 居宅訪問型保育事業の利用調整はどのようにするのですか。

A 保育園の利用調整後、入所保留となっている方で居宅訪問型保育事業を申し込んでいる方について、区の利用調整に準じて利用の可否を決定します。

Q9-3 保育者は毎回同じ人が自宅に来て保育をしてくれますか。

A 保育者は固定ではなく、複数人がローテーションを組んで保育を行います。
例えば、月曜日はA保育者、火曜日は午前B保育者、午後C保育者が保育提供を行うなど、月内で7～8人の保育者が来宅することがあります。

Q9-4 区から居宅訪問型保育事業を利用できると連絡がありました。この後どういう手続きが必要ですか。

A 区から運営事業者の内定者の連絡先を伝え、運営事業者の方から直接、連絡が入ります。その後、面談の際に保育室の環境と広さを確認した上で利用決定となります。
なお、本事業は運営事業者との直接契約となります。